

下松スポーツ公園体育施設等指定管理者募集要領

1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、地方自治法の一部改正（平成 15 年 9 月 2 日施行）により、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図るため、「指定管理者制度」が創設され、下松市（以下「市」という。）でも体育施設及びその附属施設（以下「体育施設等」という。）の効果的・効率的な管理運営を目指して、平成 20 年度から指定管理者制度を導入しています。

このたび、その指定期間が令和 8 年度末をもって満了するため令和 9 年度から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び下松市体育施設条例（平成 30 年下松市条例第 26 号 以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり募集します。

2 募集の概要

- (1) 業務の名称 下松スポーツ公園体育施設等指定管理業務
- (2) 指定期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 箇年）
- (3) 業務の内容
別添「下松スポーツ公園体育施設等指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。
- (4) 施設の概要
指定管理の対象となる体育施設等は、条例第 2 条及び下松市体育施設条例施行規則第 3 条（平成 30 年下松市規則第 30 号 以下「規則」という。）に規定しているうちの次の施設です。施設の詳細については仕様書を参照してください。

体育施設の名称	附属施設
下松スポーツ公園体育館	ウォーキング・ジョギングコース、 遊具、駐車場、屋外トイレ、園路、 緑地
下松スポーツ公園総合グラウンド	
下松スポーツ公園球技場	
下松スポーツ公園ゲートボール場	
下松市温水プール	

- (5) 担当部署
下松市地域振興部地域交流課
〒744-8585 山口県下松市大手町三丁目 3 番 3 号
TEL：0833-45-1820 FAX：0833-45-1849
メール：kouryuu@city.kudamatsu.lg.jp

3 経費に関すること

- (1) 指定管理料
指定管理者に対し市が支払う 5 年間の指定管理料の額は、下記の金額を上限とし、提出された収支予算書の提案額に基づき、市と指定管理者の間で締結する基本協定又は年度協定で定める額とします。
指定管理料の額（消費税及び地方消費税を含む） 400,000 千円

(2) 利用料金制度の導入

下松スポーツ公園体育施設等の管理運営に当たっては、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づく利用料金制度を導入します。指定管理者は、市が支払う費用（指定管理料）のほか、利用者が支払う利用料金を自らの収入として扱うこととします。

(3) 自主事業の収入

自主事業に係る経費は指定管理者の負担とし、自主事業で得た収入は指定管理者の収入とします。

(4) その他

市が計画する事業（武道場・弓道場の建設及び温水プールの建替え、これに伴う附属施設の整備）により、管理対象施設に変更があった場合は、その都度、指定管理料の変更等について、市と協議し、方針を決定することとします。

4 参加資格

(1) 応募要件

法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人その他の団体で構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）で、次に掲げる要件の全てを満たす者としてします。なお、法人格の有無は問いませんが、個人による応募は不可とします。

ア 指定管理業務を円滑に遂行するため、安定かつ健全な財政能力を有していること。

イ 類似施設の指定管理者として、十分な管理運営実績を有していること。ただし、共同事業体の場合においては、構成団体に当該実績を有する法人等が含まれること。

※共同事業体で申請する場合は、次の事項に注意して申請してください。

- ・代表する法人又は団体を定めてください。
- ・単独で申請する法人は、同時に申請する他の共同事業体の構成員になることはできません。
- ・複数の共同事業体において、同時に構成員になることはできません。
- ・申請後は、共同事業体の構成団体の変更は認めません。ただし、市が特に理由があると認める場合はこの限りではありません。
- ・共同事業体の構成員として、現指定管理者の団体を含めることはできません。

(2) 失格

応募団体が次のいずれかに該当した場合は、失格とします。なお、失格事由への該当の有無について、関係する官公署に照会を行うことがあります

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団の関係者及び不正に利益を得るためにその関係者を使用したり、その関係者に対して不当に利益を与えるなど社会的に非難される関係にあるもの（従業員を含む）

ウ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っているもの。

エ 本市から指名停止措置を受けているもの。

オ 本市と現在係争中のもの。

- カ 指定管理者候補の選定に関して、自己の有利になる目的のため、本件に係る審査会の委員への働きかけを行った場合
 - キ 不正な手段を用いて本業務を誹謗し、又は本業務の公正な進行を妨げるもの若しくは妨げたもの。
 - ク 他の団体の応募を妨害したものの。
 - ケ 国税（法人税及び所得税並びに消費税）、地方税を滞納しているもの。
 - コ 審査の結果、管理運営能力が明らかに欠けていると判断される場合や提案額が指定管理料の上限額を上回っている場合は、評価の対象としません。
- (3) その他
- ア 応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。
 - イ 仕様書中「6 指定管理者が行う業務」に、下松市温水プール設計業務（令和9年度に予定）への助言・協力が含まれますが、温水プールの指定管理受託実績及び学校プール授業受託実績は応募要件としません。ただし、該当する実績を有する場合は評価の対象としますので、実績のわかる資料を期限までに提出してください。当該資料の提出がない場合は、該当する実績がないものとして取り扱います。

5 実施のスケジュール

スケジュールは変更になる場合があります

内 容	日 程
公募型プロポーザル開始（公告）	令和8年6月16日（火）
現地見学	令和8年6月24日（水）～ 令和8年6月25日（木）
質問の受付期限	令和8年7月2日（木）午後5時
質問への回答	令和8年7月7日（火）
プロポーザル参加意向申出書兼誓約書の提出期限	令和8年7月13日（月）午後5時
応募申請書類一式の受付期限	令和8年7月21日（火）午後5時
審査（プレゼンテーション）	令和8年8月中旬 ※別途通知
審査の結果通知・公表	令和8年8月下旬を予定
優先交渉権者決定後	
優先交渉権者との事業内容協議	令和8年9月
債務負担行為の設定及び指定管理者の指定	令和8年12月議会 ※関連資料は令和8年10月に市へ提出
指定管理者の指定の通知	令和8年12月議会後速やかに
基本協定締結	令和9年3月まで

6 公募及び申請の手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、本募集要領、仕様書及び下松市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり書類を提出してください。

提出期限後における提案書等の差替え及び追加資料の提出は認めません。

なお、提出に係る諸費用はすべて申請団体の負担とします。

(1) 募集要領等の配布

- ①配布期間 令和8年6月16日(火)～令和8年7月13日(月)まで
- ②配布方法 募集要領等の資料は、市ホームページに掲載しますのでダウンロードしてください。

URL <https://www.city.kudamatsu.lg.jp/chiiki/sports/shiteikanrisentei.html>

(2) 施設見学

- ①見学期間 令和8年6月24日(水)～令和8年6月25日(木)
- ②開催場所 下松スポーツ公園体育館事務所(施設職員に声をかけてください)
- ③見学時間 10時～16時(厳守)
- ④参加申込方法

令和8年6月22日(月)正午までに参加申込書(任意様式)を電子メールにより下松市地域交流課に提出してください。

Mail kouryuu@city.kudamatsu.lg.jp

- ⑤要 領
 - ・施設見学には、市職員及び体育施設職員は同行しません。
 - ・事務所備付けの受付票に会社名、担当者名、連絡先を記入し、ストラップ付名札を着用して随意見学してもらい、見学後は、ストラップ付名札を返却してください。
 - ・名刺がございましたら、貴名受に名刺を入れてください。
 - ・施設内に利用者がいる場合は、利用の支障とならないよう配慮をお願いします。

(3) 参加意向申出書の提出

応募申請の意向がある場合は、プロポーザル参加意向申出書兼誓約書(様式第1号)等を次のとおり提出してください。

- ①受付期限 令和8年7月13日(月)午後5時まで
- ②提出書類
 - ア プロポーザル参加意向申出書兼誓約書(様式第1号)
 - イ 法人・団体等概要書(様式第2号)
 - ウ 共同事業体概要書(様式第3号)
 - ※ウは共同事業体で応募する場合
- ③提出場所 下松市地域交流課
〒744-8585 下松市大手町三丁目3番3号
- ④提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。電子メール、FAXでの提出は受け付けません。

(4) 応募申込書

応募申請をする場合は、以下の書類を提出してください。

- ①提出書類
 - ア 指定管理者応募申請書(様式第4号)
 - イ 共同事業体協定書兼委任状(様式第5号)
 - ※イは共同事業体で応募する場合

- ウ 提案概要（任意様式）
 - エ 事業計画書（様式第6号）及び自主事業計画書（任意様式）
 - オ 収支予算書（様式第7号）
 - カ 類似施設の管理受託実績、温水プールの指定管理受託実績及び学校プールの授業受託実績があれば、直近5か年の契約実績がわかる書類（任意様式）
 - ※多数の契約実績がある場合は、本市の人口又は財政規模と類似する実績を優先し、最大10件までとしてください。
 - キ 人員配置計画書（任意様式）
 - ク 定款、寄附行為、規則その他これらに類する書類（法人格のない団体にあつては、これらに相当する書類）
 - ケ 法人にあつては当該法人の登記事項証明書（法人格のない団体にあつてはその構成状況を表す書類）
 - コ 市税、県税及び国税を滞納していないことを証明する納税証明書類（提出日前3月以内に発行されたもの）ただし、申請者の所在地が下松市又は山口県以外であるときは、当該所在地の市区町村及び都道府県の納税証明書類も添付してください。
 - サ 申請日の属する事業年度の前2事業年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又は団体の財務状況を明らかにする書類
 - シ 団体の代表者及び役員全員の名簿（共同企業体で申請する場合は、共同企業体の構成員も含む）
- ②提出部数 正本1部、副本7部（副本は複写可）の8部を提出してください。
 - ・各部共に上記①の順で整えて並べ、インデックスを貼り、ファイルの表紙及び背表紙に「下松スポーツ公園体育施設等指定管理者提案書」と表示してください。
- ③提出期限 令和8年7月21日（火）午後5時まで
- ④提出場所 下松市地域交流課
〒744-8585 下松市大手町三丁目3番3号
- ⑤提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。電子メール、FAXでの提出は受け付けません。
- ⑥提案書の規格
- ア 用紙は日本産業規格A列4番の規格を使用し、表紙・目次を除き両面印刷したものを縦型ファイルに左綴じで作成してください。A4サイズで閲覧に適しないものは、A3サイズの折込みによる挿入を可とします。
 - イ 提案概要（任意様式）は、10ページを上限とし、ページ番号を付してください。
 - ウ 刷色は自由ですが、フォントサイズは10.5p以上とし、見やすさに留意してください。
 - エ 提案書（副本）は審査委員会で使用するため、法人名称を特定又は類推できる表現を記載しないでください。
- ⑦留意事項
- ア 申請は1法人等又は1共同企業体につき、1件とします。
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
 - ウ 申請後に辞退するときは、辞退届（様式第9号）を提出してください。

- エ 提出書類の取扱い及び著作権は、次のとおりとします。
 - ・提出書類は、返却しません。
 - ・提出書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属しますが、本事業において公表する場合、その他市が必要と認める場合には、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。
 - ・提出書類は、下松市情報公開条例（平成 16 年下松市条例第 6 号）第 2 条第 2 号に定める公文書になります。
- オ 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- カ 次の行為があった場合は、審査から除外します。
 - ・選定に対する不当な要求があった場合
 - ・申請書類が提出期間内に整わなかった場合
 - ・この要項に違反又は著しく逸脱した場合
 - ・その他不正行為があった場合

7 質問及び回答

質問は質問書（様式第 8 号）によるものとし、電子メールにより提出してください。電話や来訪による口頭での質問、期限を過ぎてからの質問は受けません。

質問への回答は、本募集要領及び仕様書と一体のものとして効力を有するものとするため、質問の有無に関わらず回答を確認してください。

なお、回答に当たっては全ての質問を公表しますが、質問者名は公表しません。

また、本プロポーザルの公平性に影響する内容の質問や、本事業に直接関係しない内容については、回答しない場合があります。

(1) 受付期間 令和 8 年 7 月 2 日（木）午後 5 時まで

(2) 受付方法 質問書（様式第 8 号）に記入の上、下記まで電子メールで提出してください。なお、提出時は担当部署（TEL:0833-45-1820）へ電話による受信確認をお願いします。

[Mail](mailto:kouryuu@city.kudamatsu.lg.jp) kouryuu@city.kudamatsu.lg.jp

(3) 回答方法 回答は随時、下松市公式ホームページに掲載します。個別に回答は行いませんので、応募者で必ず確認してください。

[URL](https://www.city.kudamatsu.lg.jp/chiiki/sports/shiteikanrisentei.html) https://www.city.kudamatsu.lg.jp/chiiki/sports/shiteikanrisentei.html

8 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、市関係職員のほか外部の有識者等を含めた審査委員会を設置し、申請内容を当該審査委員会において審査し優先交渉権者を選定します。

(1) 審査基準・審査項目

審査基準	審査項目
1 指定管理者としての適性（30 点）	
(1) 管理運営に対する基本的方針	➢ 公の施設の設置目的・基本理念に沿った管理運営方針を持っているか
(2) 安定的な人的基盤や財政的基盤	➢ 長期間安定的な管理運営が行うことができる人的基盤や財政的基盤を有しているか
(3) 実績や経験	➢ 同様、類似の業務受託実績を有しているか ➢ 管理運営に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しているか ➢ 温水プール管理運営の受託実績、学校プール授業受託実績を有し

	ているか
2 管理運営計画の適格性 (80 点)	
【有効性】(うち 30)	
(1) 施設の設置目的達成への取組	<ul style="list-style-type: none"> ➢事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、設置目的に沿った成果を得られるものであるか ➢利用者の増加・利便性を高める実施可能な提案を示しているか
(2) 利用者の満足度向上	<ul style="list-style-type: none"> ➢利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか ➢苦情等トラブルに的確かつ柔軟に対応できる体制がとられているか ➢利用者へ情報提供が図られるよう十分に考えられているか ➢サービスの維持・向上するための具体的な提案がされているか
【効率性】(うち 15 点)	
(3) 指定管理料及び収入	<ul style="list-style-type: none"> ➢指定管理料が最小限に抑えられ、収入が最大限確保される提案となっているか ➢自主事業の考え方、内容は適切か
(4) 収支計画の妥当性及び実現性	➢収支計画の積算根拠が明確で、妥当かつ実現可能な提案であるか
【適正性】(うち 35 点)	
(5) 管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ➢施設の管理責任者、管理体制が明確に示されており、適正な人員配置がされているか ➢管理運営に当たる人員が、必要な資格、経験を有しているか
(6) 危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ➢日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応が十分に考えられているか ➢防災・防犯・事故防止等の予防活動に関する考え方や体制が整備されているか
(7) 社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ➢環境への配慮に関する取り組みが考えられているか ➢地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか ➢地域団体や市内事業者との連携した取り組みが考えられているか

※ () 内は配点

(2) 継続雇用等に関する優遇措置

本市では、円滑な指定管理業務の引継ぎ及び地域経済活性化を目的として、現指定管理者職員等の継続雇用に関する配慮がされている場合及び市民の新たな雇用拡大に資する提案がされている場合に対して、本選定時の得点に以下の優遇措置を設けています。

審査基準	優遇措置の内容
現指定管理者職員等の継続雇用に関する提案がされているか	総合得点に最大 5 点加算する
市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか	総合得点に最大 5 点加算する

(3) ヒアリングの実施

詳しい日程はプロポーザル参加意向申出書兼誓約書(様式第 1 号)に記載された担当者に連絡します。

①ヒアリングについて

ア ヒアリング時間は、1 法人等につき 15 分以内とします。その後、審査委員から 10 分程度の質問応答を行います。入室できる説明者は 3 名以内とし、当該業務に精通する者が行うこととします。

イ ヒアリングでは PowerPoint 形式の説明資料を用いることとし、提案概要に記載している範囲内の説明とします。なお、動画の使用は可とします。

ウ 審査委員及びヒアリングは非公開とし、参加法人等による会場内での録音及び録画は禁止します。

エ ヒアリングを行う順番は、原則としてプロポーザル参加意向申出書兼誓約書の受付順とします。

オ スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブル及び延長コードは市が準備します、パソコン等は参加法人等が準備してください。

(4) 優先交渉権者の選定

優遇措置を含む各委員の評価点（以下「評価点」という。）の平均点が最上位となる提案をした者を優先交渉権者とし、2 番目に高かった者を次点交渉権者として特定します。

同点の場合は、指定管理料の額が安価である提案を上位とし、同額の場合は、審査委員会で協議の上、優先交渉権者を特定します。

なお、本プロポーザルは参加事業者が 1 者の場合においても成立しますが、評価点の平均点が最低基準点(70 点)に満たない場合は、交渉権者として特定しません。

(5) 審査結果の通知は、令和 8 年 8 月下旬にプロポーザル参加意向申出書兼誓約書（様式第 1 号）に記載された担当者へ通知します。

ただし、他の参加事業者の名称及び提案内容は通知しません。また、審査結果は、優先交渉権者及び次点交渉権者を下松市公式ホームページにおいて公表しますが、審査結果の質問、異議等は一切受け付けません。

9 指定に関する協議事項

(1) 優先交渉権者と特定された者と交渉を行い、業務内容、仕様書等の契約内容を協議した上で指定候補者を決定するため、優先交渉権者の特定をもって提案者の企画提案内容を全て了承するものではなく、また、指定候補者を決定するものではありません。

(2) 市は、選定した優先交渉権者が提案する事業内容を踏まえて優先交渉権者と事業内容について協議を行い、仕様書の内容を整えるなどの必要な調整を行い、見積書を改めて徴取し、協議が合意に至った場合に優先交渉権者を指定候補者として指定の手续へ移行します。

(3) 優先交渉権者が指定までの手続期間中に失格となった場合、又は優先交渉権者との交渉が不調となった場合は、次点交渉権者と交渉を行います。

(4) 選定後に、優先交渉権者の企画提案書における虚偽の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は優先交渉権を取り消すことがあります。

(5) 本事業の目的達成のため、必要な範囲において協議により業務項目を追加、変更及び削除する場合があります。

(6) 選定結果通知後、暴力団等である又は関わりあいがあると判明した場合は以下の措置をとります。

ア 指定管理者として指定する前において判明した場合は、指定管理者の指定を行いません。

イ 指定管理者として指定した後において判明した場合は、指定を取り消します。

10 指定管理者の決定及び協定書の締結

指定管理者の決定は、下松市議会の議決を経て決定（指定）されます。議会の議決終了後に体育施設等の管理に関する細目事項、指定管理料に関する事項を具体的に定めるため基本協定書を締結します。

また、毎年度の実施に係る事項やその他基本協定で定められていない事項については、年度協定で定めることとします。

11 業務の再委託

指定管理者は、事業に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、企画立案、事業運営等指定管理業務の基幹的業務以外の清掃や警備、設備の保守点検など維持管理業務及びその事業の一部について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

なお、地域経済活性化の観点から、業務を再委託する場合は地元企業に優先的に発注してください。

12 モニタリング及び事業評価

指定期間中は、条例第6条に基づき、以下の事業評価等を実施します。

(1) 月報及び年報の提出

指定管理者は月報を作成の上、市に提出してください。また、利用者からの意見、要望等に対する対応やその結果について月毎にまとめ、市に報告すると同時に、施設運営について適宜自己評価を行ってください。

(2) 随時モニタリングの実施

必要と認めたときは、市はモニタリングを実施します。

(3) 事業報告書の提出

会計年度終了後、2箇月以内に事業の精算及び報告書を提出してください。報告書をもとに利用状況や収支状況、事業成果、目標達成度などを評価します。

(4) 是正勧告

利用者の意見、要望等の結果及び年度毎の事業報告書等に基づき、業務内容に改善が必要と認めるときは、市はその都度立入調査を実施し、協議の上、指定管理者に業務改善や是正勧告等を行います。なお、是正勧告等を行っても改善が見られないとき又は本募集要項で示す業務基準を満たしていないと判断したときは、指定期間中であってもその指定を取り消す場合があります。

13 事務・業務の引継ぎ

指定管理者に指定された者は令和9年4月の業務開始に向けて、随時、協議や業務の引継ぎを行っていきます。なお、その経費は、指定管理者に指定された者の負担とします。

また、指定期間の終了若しくは指定の取消により、次期指定管理者の業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく指定管理業務を遂行できるように引継ぎするものとします。

14 個人情報の取り扱い

指定管理者の業務に係る個人情報保護については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）が適用されます。本法律の趣旨を理解し、個人情報の適正な管理を行ってください。

15 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に当たり、参加申込者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に抵触する行為を行ってはなりません。公正に手続を執行できないと認められる場合又は恐れがある場合は、市は、当該参加事業者を参加手続に参加させず又は参加手続の執行を延期若しくは取り止めることがあります。なお、不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置を取ることがあります。
- (2) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合、プロポーザルを停止、中止又は取消を行うことがあります。この場合の、当該プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできません。
- (3) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) プロポーザル参加意向申出書兼誓約書（様式第 1 号）を提出しない者は、提案書を提出できないものとします。
- (5) 本プロポーザルへの参加に要した費用の全ては、参加事業者の負担とします。
- (6) 特定された提案書の内容のうち、本市が必要と判断する場合は、当該業務の仕様書に反映します。
- (7) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。
- (8) 参加事業者は、本プロポーザルで知り得た情報等について、他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とします。
- (9) 参加法人等は、実施要領等の内容や審査事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (10) 企画提案者は、本市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証するものとします。
- (11) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。